

令和5年第28回住田町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和5年6月9日（金）午前10時開議

- 日程第 1 報告第1号
令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 承認第1号
令和4年度住田町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 3 承認第2号
住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第3号
住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第4号
令和5年度住田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第1号
住田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第2号
子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第3号
住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第4号
令和5年度住田町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第5号
滝観洞観光センター受付棟新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第11 議案第6号

- 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 2 議案第 7 号
財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 3 議案第 8 号
町営住宅建物明渡し及び町営住宅使用料相当損害金の支払いを求める訴えの提起
に関し議決を求めることについて
- 日程第 1 4 議案第 9 号
住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 1 5 議案第 1 0 号
住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 1 6 議案第 1 1 号
住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 1 7 議案第 1 2 号
住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 1 8 議案第 1 3 号
住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 1 9 議案第 1 4 号
住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 2 0 議案第 1 5 号
住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 2 1 議案第 1 6 号
住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第 2 2 議案第 1 7 号
住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 2 3 請願審査報告
請願第 1 号
マスクの着用による子どもたちへの影響について情報の周知徹底を求める請願
- 日程第 2 4 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（11名）

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	5番	佐々木春一君
6番	村上薫君	7番	阿部祐一君
8番	林崎幸正君	9番	菊池孝君
10番	高橋靖君	11番	菅野浩正君
12番	瀧本正徳君		

欠席委員（1名）

4番 佐々木信一君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	神田謙一君	教育長	松高正俊君
副町長	小向正悟君	総務課長兼 選挙管理 委員会書記長	山田研君
税務課長兼 会計管理者	高萩政之君	企画財政課長	佐々木淳一君
町民生活課長	鈴木絹子君	保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	千葉英彦君
建設課長	横澤広幸君	農政課長兼 農業委員会 事務局長	菊田賢一君
林政課長	佐々木暁文君	教育次長	多田裕一君

事務局職員出席者

議会事務局長 菅野享一 係 長 高橋京美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 報告第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、報告第1号 令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

企画財政課長、佐々木淳一君。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 報告第1号 令和4年度繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので御報告いたします。

一般会計、2款総務費、1項総務管理費は、税外納付書様式変更事業に関わるもので、繰越額は110万5,000円。財源は全て一般財源であります。

7款商工費、1項商工費は住田町中小企業等エネルギーコスト節減対策費補助事業に関わるもので、繰越額は2,000万円。未収入特定財源として、国県支出金2,000万円あります。

以上で報告を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号 令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎日程第2 承認第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、承認第1号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 承認第1号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回、専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,565万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億7,979万7,000円としたものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。なお、詳細は11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入を御覧ください。

1款町税、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款環境性能割交付金、10款地方交付税、11款交通安全対策特別交付金の増額または減額については、それぞれの額の確定によるものであります。

14款国庫支出金6万3,000円の減は、国民年金事務費交付金39万9,000円の減が主なものであります。

15款県支出金820万8,000円の減は、いわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業費補助金402万1,000円の減が主なものであります。

16款財産収入106万1,000円の増は、土地貸付料及び建物貸付料の増によるものであります。

17款寄附金550万3,000円の増は、指定寄附金538万4,000円の増が主なものであります。

18款繰入金3,493万1,000円の減は、住田町まちづくり応援基金繰入金2,596万3,000円の減が主なものであります。

20款諸収入1,583万9,000円の増は、岩手県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金902万円の増が主なものであります。

21 款町債 1, 270 万円の減は、過疎地域持続的発展 940 万円の減が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

5 ページをお開き願います。なお、詳細は 16 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3 歳出を御覧ください。

2 款総務費 3, 373 万 6, 000 円の減は、住民活動支援交付金 2, 596 万 4, 000 円の減が主なものであります。

3 款民生費 2, 055 万 4, 000 円の減は、後期高齢者医療特別会計繰出金 512 万 5, 000 円の減が主なものであります。

4 款衛生費 565 万 8, 000 円の減は、保健医療介護連携体制構築事業費補助金 237 万 6, 000 円の減が主なものであります。

6 款農林業費 1, 237 万 5, 000 円の減は、森林環境保全直接支援事業委託料の減が主なものであります。

7 款商工費 1, 826 万 4, 000 円の減は、住田町原油価格物価高騰緊急経済対策支援金 1, 665 万円の減が主なものであります。

8 款土木費 1, 039 万 9, 000 円の減は、橋梁補修工事費の減が主なものであります。

9 款消防費 692 万円の減は、避難所運営補助業務委託料の減が主なものであります。

10 款教育費 638 万 6, 000 円の減は、中学生海外派遣事業費補助金 90 万円の減が主なものであります。

13 款諸支出金 1 億 9, 959 万 6, 000 円の増は、減債基金積立金 2 億円の計上が主なものであります。

14 款予備費 34 万 9, 000 円の増は、予算調整によるものであります。

次に、地方債の補正を第 2 表により御説明いたします。

7 ページをお開き願います。

今回の補正は変更であります。町道改良等事業は 30 万円を減額し、5, 280 万円に、橋梁補修事業は 230 万円を減額し、980 万円に、消防団車両整備事業は 20 万円を減額し、1, 640 万円に、通信指令設備更新事業は 50 万円を減額し、360 万円に、過疎地域持続的発展事業は 940 万円を減額し、5, 070 万円にしたもので、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

以上、令和 4 年度住田町一般会計補正予算（第 7 号）は緊急を要するため、議会を招集す

る時間的余裕がなかったことから、令和5年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） おはようございます。

3点、伺います。初めに17ページ、6目企画費の18節分担金補助及び交付金の中の婚活支援金12万5,000円について伺います。たしか私の記憶では、今年度予算、令和5年度予算ですね。あれでも12万5,000円だったように記憶しております。ということは、昨年度、使われなかったのかどうか、活用されなかったのかということについて伺いたしたいと思います。

それから2点目、19ページ、5目交通対策費の12節委託料、コミュニティーバス運行委託料101万1,000円の減について伺います。これ減額するぐらいならということでも伺いたんですが、コミュニティーバス、これは小中高の学生の通学とか一般の方の通勤、それから用足し、通院、買物、そういうものに使われていると思いますが、免許を返納した高齢者が買物に行こうとコミュニティーバスを利用したところ、バス停の時刻表が読み取れなかったということがあったようです。単にバスを運行している、コミュニティーバスを運行してるだけでいいのかというふうに疑問を持ちました。その点、改善されているのか伺いたしたいと思います。

それから3点目、24ページ、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の12節委託料の中のスクールバス臨時運行委託料について伺います。上のほうにスクールバス運行委託料というのものもあるんですが、具体的にどんなものなのか。これらの影響を受けていろいろなものが減額になったのかどうか。そのような点を伺いたしたいと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 私のほうからは、1項目め、婚活支援金の件につきましてお答えいたします。

荻原議員おっしゃるとおり、令和4年度におきましては申請件数が1件もなかったことから、交付実績はございませんでした。それによりまして、全額を減額ということで計上させ

ていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、鈴木絹子君。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 私のほうからは2点目のコミュニティーバスの件についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおりの御指摘を受けたことはあるのは事実でございます。時刻表にしましては定期的に張り替えをしているものでございますけれども、今後、高齢者をはじめとした利用者が利用しやすいように、またバスの利用が促進されるようなバスの利用について、広報活動等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 私のほうからは委託料の減額について御説明を申し上げます。

この委託料に関しましては、スクールバスの臨時運行委託料、ダニ駆除業務委託料、漏水調査委託料、合わせまして106万円の減額となっております。

御質問の臨時運行の具体例でございますけれども、通常の学校行事ではない運動及び文化関連の大会への参加、それから芸術鑑賞会への参加の際のスクールバスの運行委託料ということになっております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） では、1点目について伺いたいと思います。

この婚活支援金ですけども、県の「i-サポ」と大船渡相談センター、これ住田町と大船渡市でいろいろとやっていると思うんですが、これ1人の方が両方利用できるように、町の入会金みたいなものを両方補助を受けられるようになっているというふうに思うんですが、このことの周知が足りなかったのではないかと、そういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

また、加えて、年齢制限というのがあるのかないのか。何か年齢制限というのが引っかかって、頭にあって、それで入会をちょっとためらってしまうことがあるんじゃないかと思うんですが、その辺について伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 荻原議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の制度の周知についてでございます。議員おっしゃるとおり、「i-サポ岩手」と大船渡市の結婚相談支援センターにつきましては、両方の登録料につきまして補助を行っているものでございます。そちらの周知につきましては広報等でまだ載せていないところではございますが、改正しましたのが3月に改正したものでございまして、今後、周知を図っていきたいと思います。

なお、「i-サポ岩手」のほうにつきましては、ホームページのほうに各市町村ごとの助成が受けられますよという周知が行われておるところであります。また、大船渡のほうについてはそういった周知がなされておられませんので、大船渡市のほうで出張相談として農林会館等で行われるときもありますので、そういった機会を通じて、周知のほう図っていきたいというふうに考えているところでございます。

2点目の年齢制限につきましてお答えいたします。「i-サポ岩手」のほうにつきましては20歳以上、大船渡結婚相談支援センターにつきましては18歳以上の方が登録できるという制度になってございます。なお、両者とも年齢制限ということにはございませんので、上限の設定はないというところを確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） その年齢制限の上限がないというところがもう少し周知徹底しておれば、またやってみようかなという人がいるんじゃないかというふうに私は常々思っております。

それから3点目として、これは質問というんではないんですが、12万5,000円ってあんまり大きな額ではないのかもしれないけれども、ここが少子化対策の肝なんじゃないかなというふうに私は思っております。めげずに考え続けてほしいと、そういうふうに思います。これは要望でございます。

それから2点目について、今度は伺いたいと思います。コミュニティーバスのことですね。これについて改善されているということですが、各バス停の点検を、1か所、2か所、そういうところがあったということだと思うんですけども、各バス停の点検もこれからお願いしたいと思います。これも細かいことだけれども、それほどお金のかかることでもないのに、持続可能なまちづくりのためにも改善してほしい、点検もしてほしいということですが、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） バス停の時刻表の部分でございますけれども、大分老朽化している部分もあるのは承知しているところでございますので、できる限りのことはしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） それから3点目についてですけども、この臨時運行について、どのぐらいの額だということが示されていなかったもんですから、その辺とコロナの影響とかがあったのかなというような点について、再度、伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 臨時運行の減額の額につきましては36万円でございます。

それからコロナの影響でございますけれども、一昨年、令和2年、令和3年に比べれば減ってはおりますけれども、令和4年度にもコロナの影響等はございました。特に文化関連の大会では、大会が中止になったりした経緯がございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 2点、お伺いたします。

最初は、11ページの2款森林環境譲与税が1,094万円、年度末になって増額になっておるわけですが、支出のほうを見ますと、特に年度末ですので計画はありませんが、1,000万円という大きな額ですが、今後この環境税をどのように利用していく考えかをお伺いたします。

2点目は22ページです。商工費の中の7款、1項、2目、18節の負担金補助金及び交付金の住田町原油価格物価高騰対策経済対策支援金ですね。これが2,500万円の予算を取っておりましたが、835万円になったということで、1,665万円という大きな減額になっているわけですが、かなり事業者にとっては望まれた事業だったのではないかなと思うんですが、なぜこのくらいの実績だったのか。その内容、取組状況をお伺いたします。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長、佐々木暁文君。

○林政課長（佐々木暁文君） 私のほうからは森林環境譲与税の関係、お答えをいたします。

令和4年度の森林環境譲与税につきましては4,000万円ほどということで、譲与がなされたところでございます。そういった中で、歳出の部分、充当先につきましては、主に私

有林の整備促進という観点から、森林経営管理制度推進事業ということで航空レーザー測量ですとか、あるいは森林所有者の意向調査とか、そういった事業等々に充当をさせていただいているところでございます。このあたりが約2,800万円という形になっておるものでございます。合わせまして、本町、FSCの森林整備事業ということで補助金を出してございます。そのあたりにつきましても、約700万円譲与税を充当させていただいておるところでございます。あるいは林道等の管理の部分で整備費用等々にも充当をさせていただいておるというところでございます。

今後の譲与税の活用でございますが、やはり私有林の整備促進という部分について重点的に配分をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、菊田賢一君。

○農政課長（菊田賢一君） 私のほうからは2点目、原油価格物価高騰緊急経済対策事業支援金の1,600万円ほどの減額について御説明をいたします。

昨年11月から取り組んだわけですが、全体的には64件の申請がございまして、そのうち商工業者は46件、農業者につきましては18件の申請があったわけですね。総額で835万円ということになりまして、当初の見込みの部分となかなか相違があったのかなと考えております。実績による減額ということになっております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 森林環境譲与税ですが、様々な使われ方をしているわけですが、FSCや私有林に、町有林等に、航空レーザーとかあるわけですが、今、当町でも一番問題になっているのはやっぱり鳥獣害被害とか担い手対策不足とかがあるわけですが、そういう方面への利用は考えられないのかについてお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 当然、担い手対策、あるいは鳥獣害被害対策の関係にも森林環境譲与税につきましては充当ができる形になっているところでございます。そういった中で、現在のところは財源も限られておりますので、私有林整備の部分に優先的に充当しておるといって中身でございまして。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 分かりました。

それでは2点目のほうですが、実績が64件と示されたわけですが、この点について、事業者も頑張っているわけですので、申請の段階で一生懸命頑張っているところを基準に到達しなかったという例もあるのかなとは思いますが、その辺の基準が、売上げが何%減額したとかっていろんな基準があったわけですが、その辺の基準の取り方にもう少しあれば、もう少しいろんな支援があったのかなと思いますが、その基準の取り方についてはどのように捉えておりますか。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（菊田賢一君） 昨年度申請があった部分でございますが、全体的には65件の申請があったわけですが、1件、審査の結果、交付決定に至らなかった部分もございます。要綱に精査した上で交付をしていると捉えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 2点、お伺いいたします。

11ページの2款、今、7番議員のほうも質問しました森林環境譲与税に関わってお尋ねをいたします。1,000万円増額になって4,000万円ということで、3年ごとの見直しがあるわけですが、この金額は徐々に増えていくというふうに捉えておりますけども、いずれ私有林の整備に主に充当していきたいということでした。そこでこの活用方法というのいろいろあるわけですが、私が以前から提案をさせていただいておりますその専任職員の配置によって私有林の再造林が進むかどうかというのは、やっぱり採算が合うか、収支が合うかということだと思うんですね。秋田県の造林マイスターのことも取り上げさせてもらったんですが、いずれそういう収支まで提案をできる、そういう専任の職員の方がいると、もっと進んでいくというふうに考えます。この辺のところの専任職員の配置であるとか、あるいは再造林への補助金ですね。町単独で、国とか県とかではないんですけども、町ではこの部分についてはしますと。例えば、今まで畑とか田んぼであった山奥のところに植林がなされましたよね。そういうところっていうのは、なかなか国とか県のその補助金をつきにくいというふうに聞いております。そういうところは、例えば町の単独の補助金をつけて再造林まで持っていくとか、そういうふうな方法もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

それから2点目のほうは、20ページの4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務

費の18節保健医療介護連携体制構築事業費補助金についてでございます。大体1,100万円ということで、令和3年度の決算見ましても大体1,100万円というふうになっております。そうしますと、大体この訪問看護の「すみちゃん」の事業が主だったところなわけですが、順調に軌道に乗って進んでいるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

以上、2点お願いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 私のほうからは1点目の森林環境譲与税の関係についてお答えをさせていただきます。

初めに、森林環境譲与税の今後の推移の部分をちょっとお話させていただきますと、令和4年度は4,000万円ほどの譲与がなされた。令和5年度につきましても、令和4年度と同額、約4,000万円の配分を見込んでいるところでございます。令和6年度以降につきましても、令和5年度との比較で2割程度の増額、金額にいたしまして4,800万円程度の配分を見込んでいるものでございます。それ以降の年度につきましても、同額程度の配分がなされるのかなというふうに試算をしているところでございます。

そういった中で、森林環境譲与税の活用についてというところで、造林マイスターを含めた中で専門職員の配置を検討してはどうかというところでございますが、町有林の経営管理ですとか、あるいは私有林の整備促進に当たっては、専門的な知見に基づく発想ですとか、あるいは中長期的な視点での取組というのが必要になってくるのかなと思っております。そういった中で、専門性を持ち合わせた職員配置というものは大変有益なんだろうなというふうに捉えているところでございます。特にも、昨今の私有林整備に当たっては後継者等が不足してございます。そういった中で未造林地が増えるなど、山への関心が薄れている状況にもあるのかなというふうに捉えております。それら課題解決に向けた取組というのを強化していく必要があるんだろうなというふうに感じているところでございます。

これらの課題解決に向けましては、全国的にも森林経営管理制度の推進が図られているところでございます。森林所有者への適切な情報提供ですとか、あるいは森林所有者と林業経営体とのマッチング、さらには林業経営体の事業拡大の支援等々、取組が多岐にわたることが想定されますので、林業分野に特化した形での専門職員の配置というのは十分検討に値するのかなというふうに捉えているところでございます。

もう1点、再造林に対する補助金というお話でございました。本町の場合は既に、FSCの関係で再造林に対します補助金を実施しているところでございます。そういったところの

整合性がどうなるのかなという部分がございますので、そういったところも含めて、今後、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいまの保健医療介護連携体制構築事業補助金についての御質問についてお答えいたします。

訪問看護ステーションの部分が軌道に乗っているかというようなお話ですが、現在のところ軌道に乗って運営をしていただいているというふうに町のほうで捉えているところです。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） それでは、森林環境譲与税の活用方法について、再度質問させていただきます。

専門職員の配置については有益に考えるということで、森林を育てて伐採まで持つていくのに、まず30年とか40年、50年かかるスパンの長いものですから、やはり職員の皆さんは二、三年で、どうしても課を替わざるを得ないということになりますと、専門的な知識を持った方がそこにずっといていただいて、その計画的なところも含めて指導していただくということが重要なんだと思います。ぜひこの専任職員の配置については、検討を前向きに早期にやっていただきたいと。

それから、一つは今まで話にも出ていた山助隊ですね。これも森林整備に関わってくるわけですが、未利用間伐材、捨て間伐材であるとか、そういうものの活用の仕方ということで山助隊のその構想があったわけです。なかなか現在までこの計画がスタートしていない。関係者のお話を聞きますと、やっぱりそれぞれが事業として成り立つかということなんですよね。結果的に、これ自伐型林業とかで自分の山の捨て間伐をやったものを収集をしてきて、軽トラに1台積んで、そこのカンカンに持って行って、1台幾らと、1台例えば3,000円とかそういうことなんです、いずれそうしますと、売るほう、例えば日本製鉄さんの火力発電のほうに持って行っても、トング大体5,000円なんです。そうしますと、そこにカゼイする、例えば市民組合さんとでも、なかなかペイしないと。ですから、そういうペイしないところに森林環境譲与税を充てていくと。そうすると、山助隊の事業も回っていくというふうに、私、考えるんですね。ぜひ、この山助隊も動かせるような仕組みづくりをもう一度、考えていただきたいなというふうに思います。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（佐々木暁文君） 山助隊の関係でございます。山助隊の制度設計に当たりましては、原則といたしましては、林地残材を収集される方と、あとそれを買い受ける方、ここですと、森林組合等々が想定されるのかなと思いますが、お互いに相対する中で、互いにメリットを見いだせなければ、なかなか事業展開というのは難しいんだらうなというのはそのとおりなのかなというふうに思っております。そういった中で、買取価格にあってもそこで完結するような仕組みづくりができれば一番いいのかなというふうには捉えているところでございます。

一方で、森林組合が林地残材を収集した後、釜石のほうに運送するわけでございますけども、その輸送コストというのが当初よりも割高になってきているというような情報等々も寄せられているところでございます。そういった中で、制度の在り方について改めて検討していきたいと考えている中で、そういった村上議員からの御提言につきましても検討の中に加えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 森林環境譲与税の活用方法につきましては、いろいろ提案もさせていただきました。よろしく今後のことをお願いいたします。

2点目のほうの保健医療のほうの訪問看護の「すみちゃん」の件ですが、大体軌道には乗ってきているということですが、今後の課題とか事業展開はどのような形で考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 質問、それから答弁者に話しておきますが、簡潔明瞭にお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 訪問看護ステーションの今後の課題等の部分につきましてですけれども、課題等についてやはり利用者の確保という部分が大きな課題になろうかというふうには捉えているところです。

今後の事業展開につきましては、町内のみならず、近隣市の部分にサテライト事業所を設置するとか、そういう部分を含めながら検討を今、進めていると聞いておりますので、そういう形で進んでいくというふうに、町としては捉えているところです。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 令和4年度の一般会計の決算に向けた調整の補正予算ということで、気になった部分があるので、1点だけ確認させていただきます。17ページです。

2款総務費のうちの6目の企画費、節では18節に住民活動支援交付金があります。規定額が2,605万9,000円ありますが、支出済み額が9万5,000円ということで、これでいくと、不用額が2,596万4,000円となる見込みになるのではないかと解釈しました。住民活動団体は町の活性化にとっては極めて大切な活動交付金であります。このようにわずかな支出に至った要因は何か、お聞きします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 佐々木議員の質問にお答えさせていただきます。

住民活動支援交付金の減額が大きいという点についてお答えさせていただきます。こちらにつきましては、ふるさと納税のほうでその住民活動団体を支援したいということで寄附をいただいた方々の寄附金額の95%、その住民団体のほうに交付しているものでございます。例えば令和3年度に寄附金を受け付けた場合、令和4年度に、団体に対しまして寄附がありましたので、このくらいの活動支援金が交付できますよということで、内示を行っているところでございます。その後、その団体がそのお金を使いましていろんな活動をしたいという計画書を添えて申請をいただいて交付するという仕組みをつくっておりますが、その内示額のほうが既定額のほうになっておりまして、令和4年度におきまして、申請があった団体が1団体のみということでしたので、その額を交付しまして、その後、そのほかの額につきましては今年度に繰越しのような形をしまして、さらなる令和4年度の寄附金があれば、それを足した中でまた内示をして住民活動団体のほうに周知していく予定としているところでございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 住民団体の希望が少なかったというふうに承ったわけではありますが、いずれ対象団体、あるいは有効な活用について、組織に頼らず、当局も有効に活用して、町の活性化のために予算を有効活用できるように支援をしながら、このように大きな不用額にならないように対応を考えてほしい。そのことを申し上げて、質問終わります。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、承認第1号 令和4年度住田町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第3 承認第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、承認第2号 住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、高萩政之君。

○税務課長（高萩政之君） 承認第2号 住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、住田町税条例の一部を専決処分により改正したものであります。

改正条文に沿って御説明いたします。

1ページ目を御覧ください。

第46条から第50条第1項までは、地方税共通納税システムの運用開始に伴い、個人の

町民税の給与所得に係る特別徴収、または法人の町民税の申告納付により納入する際の納入書等の様式が新設されたことに伴う改正であります。

2 ページ目を御覧ください。

第50条、第2項は、条文の整理による改正であります。

第98条及び3ページ目にかけての第101条は、地方税共通納税システムの運用開始に伴い、たばこ税を納入する際の納付書の様式が新設されたことに伴う改正であります。

3 ページ目を御覧ください。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例が令和9年度まで延長されたことに伴う改正であります。附則第10条は、地方税法附則第64条を削除する改正が令和5年4月1日に施行されたことに伴う改正であります。附則第10条の2、第3項から4ページ目の第16項までは、地方税法の改正による項のずれに伴う改正であります。

4 ページ目を御覧ください。

同条第17項の改正は、改正前の地方税法附則第64条に基づく割合の規定を削除し、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置に係る、いわゆるわがまち特例の割合を地方税法において参酌すべき割合としている3分の1とし、附則第10条の3、第12項は、その減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定するものであります。

5 ページ目を御覧ください。

同条第13項は、地方税法施行規則の改正による項のずれに伴う改正であります。

改正前の附則第15条の2及び附則第15条の6、第3項の削除は、地方税法における軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定が削除されたことに伴う改正であります。これに伴い、改正前の附則第15条の2の2を第15条の2に改めるものであります。

6 ページ目を御覧ください。

附則第16条は、軽自動車税の種別割に係る、いわゆるグリーン化特例について定めたものであります。第1項は、改正前の第3項から第6項までを削除したことによる項のずれに伴う改正であります。第2項は、電気自動車等に対する75%軽減の特例の規定を改正前の第5項及び第6項と統合し、3年間延長されたことに伴う改正であります。改正前の第3項及び第4項の削除は、令和3年度分までの臨時的軽減措置に係る規定が削除されたことに伴う改正であります。

7 ページ目を御覧ください。

第3項は、環境性能基準を満たす営業用乗用のガソリン軽自動車に対する50%軽減の特

例の規定が3年間延長されたことに伴う改正であります。

8ページ目を御覧ください。

同条第4項は、環境性能基準を満たす営業用乗用のガソリン軽自動車に対する25%軽減の特例の規定が2年間延長されたことに伴う改正であります。附則第16条の2は、附則第16条の改正による項のずれに伴う改正であります。附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限が令和8年度まで延長されたことに伴う改正であります。

9ページ目を御覧ください。

改正条例附則第1条は施行期日を定めるもので、令和5年4月1日から適用するものであります。改正条例附則第2条及び第3条は、経過措置を定めるものであります。

以上、住田町税条例の一部を改正する条例は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和5年3月31日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号 住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、承認第2号 住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求

めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第4 承認第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第4、承認第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（高萩政之君） 承認第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、住田町健康保険税条例の一部を専決処分により改正したものであります。

改正条文に沿って御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。

第2条、第3項及び第23条、第1項本文は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税上限額が20万円から22万円に引き上げられたことに伴う改正であります。

第23条、第1項、第2号は、保険税を5割軽減する基準について、被保険者等の数に乗すべき金額が28万5,000円から29万円に引き上げられたことに伴う改正であります。

2 ページ目にかけての同条同項第3号は、保険税を2割軽減する基準について、被保険者等の数に乗すべき金額が52万円から53万5,000円に引き上げられたことに伴う改正であります。

2 ページ目を御覧ください。

第23条の2は、条文の適用の整理による改正であります。

第24条の2、第2項は、特例対象被保険者等に係る申告において納税義務者が提示する書類を明示するための改正であります。

5 ページ目にかけての附則は条文の適用の整理による改正であります。

6 ページ目を御覧ください。

改正条例附則第1項は施行期日を定めるもので、令和5年4月1日から施行するものです。同じく第2項は、経過措置を定めるものであります。

以上、住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和5年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第3号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、承認第3号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5、承認第4号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 承認第4号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第1号）

の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回、専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ176万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億3,676万1,000円としたものであります。

それでは、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入を御覧ください。

14款国庫支出金176万1,000円の増は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業補助金の計上によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出を御覧ください。

3款民生費176万6,000円の増は、低所得子育て世帯生活支援特別給付金の計上が主なものであります。

14款予備費5,000円の減は、予算調整によるものであります。

以上、令和5年度住田町一般会計補正予算（第1号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和5年5月8日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第4号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、承認第4号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第6、議案第1号 住田町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（高萩政之君） 議案第1号 住田町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、住田町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、改正しようとするものであります。

改正条文に沿って御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。

第34条の9、第2項の改正は、森林環境税の導入に伴い、個人の町民税に係る配当割額または株式譲渡所得割の控除について規定を整備しようとするものであります。

第36条の3の2は、第2項に、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡略化する規定を追加し、2 ページ目にかけての同条第3項から第6項は、この追加による項のずれに伴う改正であります。

2 ページ目を御覧ください。

第38条、第3項の改正は、森林環境税を個人の町民税の均等割に併せて賦課徴収しようとするものであります。

第41条の改正は、個人の町民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加

しようとするものであります。

第44条、第1項の改正は、特別徴収により徴収する給与所得に係る個人の町民税に森林環境税を含む旨を規定するものであります。

3ページ目を御覧ください。

第44条、第2項から4ページ目にかけての第6項までは、条文の整理に伴う改正であります。

4ページ目を御覧ください。

第47条、第2項は、森林環境税の導入に伴い、給与所得に係る特別徴収税額の過誤納金の取扱いに関する地方税法の規定が改正されたことに伴う改正であります。

5ページ目にかけての第47条の2の改正は、特別徴収により徴収する公的年金等の所得に係る個人の町民税に森林環境税を含む旨を規定しようとするものであります。

5ページ目を御覧ください。

第47条の6は、森林環境税の導入に伴い、年金所得に係る特別徴収税額の過誤納金の取扱いに関する地方税法の規定が改正されたことに伴う改正であります。

6ページ目を御覧ください。

第82条、第1号、エは、軽自動車税の種別割について、ミニカー区分から3輪以上の特定小型原付が除外されたことに伴う改正であります。

附則第15条の2及び附則第16条の2は、軽自動車税の環境性能割種別割について不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合が100分の10から100分の35に改正されたことに伴う改正であります。

改正条例附則第1条は、施行期日を定めるものです。

第82条の改正が本文で規定する令和5年7月1日からの適用、第36条の3の2の改正が、第2号に規定する令和7年1月1日からの適用、その他の条項が第1号に規定する令和6年1月1日からの適用であります。

改正条例附則第2条及び第3条は、経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 1点だけお伺いします。

森林環境税は森林環境譲与税と密接につながっているわけですが、令和6年度から1人1,000円徴収されるということですが、この非課税となる対象者、あるいは免税となる、免除となる条件というのはどういうものがあるのかお聞きします。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長（高萩政之君） 森林環境税の規定につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に規定されているところですが、その中では非課税の範囲及び減免については、地方税法の規定と同様の内容で定められておりますので、森林環境税と個人の住民税は同様に非課税または減免となるものでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上議員、いいですか。

村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 免除になる要件というのはどういうのがあるんですか。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長（高萩政之君） 免除になる要件は、自然災害、その他の緊急的な事由によって納税が困難な場合、そういった場合に免除になるケースがございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 2ページの38条の3、森林環境税は当該個人の町民税の均等割を付加し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収するというふうに書いてありますけども、これ何ていうんですか、町民税に加えて森林環境税も徴収するというか、増税するというようなことになったというふうに捉えていいんでしょうか。読んでみて、そんなような感じに思ったんですが。もう少しかみ砕いて説明していただければと思うんですが。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長（高萩政之君） 初めに、森林環境税の賦課徴収についてですけれども、条文にも規定してございますとおり、個人の町民税の均等割に併せて賦課徴収ということになっております。ですので、令和6年度からは、従来、納税者の皆様に納税通知書を送付させていただいているところですが、そちらには現状、町税、県税の均等割、所得割の税額が記載されているところ、そこに森林環境税1,000円という金額が記載されて、普通徴収ですと4期、給与特別徴収ですと12か月、年金特別徴収ですと6回に期別に分けた税額で納めていただくという形になります。

なお、現状、町県民税の均等割の額は6,000円となっておりますが、このうちの1,000円がいわゆる復興特別住民税ということで、町、県それぞれ500円ずつ、1,000円が入っているんですが、こちらは令和5年度までの措置となっておりますので、こちらが令和6年度にはなくなって、森林環境税の1,000円が加わるということで、総額6,000円には変更がない見込みとなっております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 何ていうんですか、素人目線で申し訳ないんですが、そうすると、町民税が1,000円値上がりになるというような、そういうような感じなんですか。同じな

○議長（瀧本正徳君） 暫時休憩。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時09分

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 住田町税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 住田町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決され

ました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 18 分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 7 議案第 2 号

○議長（瀧本正徳君） 日程第 7、議案第 2 号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第 2 号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、医療費助成事業において、令和 5 年 8 月 1 日から現物給付の対象を高校生等の 18 歳到達年度末まで拡大しようとする事による所要の改正をしようとするものです。

それでは対照表により説明いたします。

第 10 条、第 3 項、給付の方法を、受給者のうち出生の日から 15 歳に達する日以後を、受給者のうち出生の日から 18 歳に達する日以後と改正しようとするものです。

附則第 1 項はこの条例の施行を令和 5 年 8 月 1 日からとしようとするものです。第 2 項は経過措置を定めているものです。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第8、議案第3号 住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木絹子君） 議案第3号 住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、医療費助成事業において、令和5年8月1日から現物給付の対象を高校生等の18歳到達年度末まで拡大しようとする事による所要の改正をしようとするものです。

それでは、対照表により説明いたします。

第12条、第3項、医療費の給付方法を、受給者のうち児童で出生の日から15歳に達する日以降を、受給者のうち児童で出生の日から18歳に達する日以降と改正しようとするものです。

附則第1項はこの条例の施行を令和5年8月1日からとしようとするものです。第2項は経過措置を定めているものです。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 住田町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9、議案第4号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 議案第4号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,929万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億1,605万6,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。なお、詳細は9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入を御覧ください。

14款国庫支出金6,036万2,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,933万8,000円の増が主なものであります。

15款県支出金71万1,000円の増は、移住支援事業費補助金53万6,000円の増が主なものであります。

18款繰入金222万2,000円の増は、住田町まちづくり応援基金繰入金784万2,000円の増が主なものであります。

20款諸収入250万円の増は、コミュニティー助成事業助成金250万円の計上によるものであります。

21款町債1,350万円の増は、緊急自然災害防止対策の計上が主なものであります。続きまして、歳出について御説明いたします。

3ページをお開き願います。なお、詳細は11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出を御覧ください。

2款総務費1,245万円の増は、住民活動支援交付金784万2,000円の増が主なものであります。

3款民生費2,540万1,000円の増は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金2,100万円の計上が主なものであります。

4款衛生費321万円の増は、在宅医療等の在り方に関する検討会委員報酬145万円の計上が主なものであります。

7款商工費3,469万7,000円の増は、使って応援住田チケット2023発行等業務委託料の計上が主なものであります。

8款土木費59万4,000円の増は、備品購入費の計上が主なものであります。

9款消防費は、財源組替によるものであります。

10款教育費294万3,000円の増は、消耗品費110万4,000円の増が主なも

のであります。

次に、地方債の補正を第2表により御説明いたします。

5ページをお開き願います。

今回の補正は追加であります。緊急自然災害防止対策事業1,310万円、通信指令設備更新事業40万円を追加しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

1番、水野正勝君。

○1番（水野正勝君） 1点、お伺いいたします。11ページ、歳出、2款総務費、6目企画費、12節委託料の中の地域おこし協力隊採用支援業務委託料についてお伺いいたします。

こちらの委託料は新たに予算措置をされたものと伺っております。地域おこし協力隊の採用ということで、どのような背景、経緯があつて今回計上されたものなのか、御説明いただければと思います。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 地域おこし協力隊採用支援業務委託料の質問についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、議員おっしゃったとおり、新たに計上したものでございます。こちらのおこし協力隊につきましては昨年度来、仕事と学び複合施設、いわゆる「イコウエルすみた」のほうの地域プロジェクトマネジャーと地域おこし協力隊の採用を図ってきたところでございます。地域プロジェクトマネジャーにつきましては5月1日から着任していただき、現在、勤務していただいておりますが、地域おこし協力隊につきましては、まだ決まっていない現状でございます。

5月30日に、「イコウエルすみた」はオープンいたしまして、土日も開館しております。月曜日が休館という形で行っておりますが、現在は職員もプロジェクトマネジャーが休暇を取る際には、職員が対応しているような現状でもございます。よって、いち早く地域おこし協力隊を採用をして、シフトを組み合わせながら運営に当たっていただきたいということから、我々もいろいろ努力はしているところですが、スキルを持った事業体のほうも協力を仰いで、一緒になつておこし協力隊の採用に努めていきたいということで、今回予算を計上させてい

ただいたものでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 水野正勝君。

○1番（水野正勝君） 今回この採用に当たっての委託料を民間の事業者へ委託するというお話であります。主なところで、「イコウエルすみた」の地域おこし協力隊というお話ですが、本町におきましては、看護分野ですとか、観光分野でも募集のほうをしていたかと認識をしております。そういった「イコウエルすみた」以外の地域おこし協力隊の採用に関しても適用されるような取組となるものか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 今回、計上させていただいた部分におきましては、「イコウエルすみた」の地域おこし協力隊採用支援のみの委託ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 水野正勝君。

○1番（水野正勝君） 看護分野、観光分野もしばらく募集が続いているというような状況だったかと認識をしております。そういった分野の地域おこし協力隊の採用に関して、今後どのように町として取組を展開していくのか、現在のお考えを伺って、最後の質問とさせていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 看護分野での地域おこし協力隊の募集の状況というところですが、ここ数年募集しているところでございますが、募集には至らないところであります。募集につきましては、関係機関、県立大学であるとか岩手医科大学であるとか、そういうところの県内の関係機関を訪問いたしまして、こういう制度がありますので募集をお願いしますというような形で協力依頼もしておりますし、今後につきましては、またホームページ等で周知を図りながら募集をしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 3点、伺います。

1点目は、今、1番議員が質問をいたしました地域おこし協力隊のところですか。もう一度

確認したいんですが、この委託というのはどこに委託をするのか。もう一度、外部のあれなのか、それともイコウェルの地域プロジェクトマネージャーに委託するのか。その辺について、もう一度、伺いたいと思います。

それから2点目。2点目は12ページの7款商工費、1項商工費、2目商工振興費の委託料、12節委託料の「使って応援住田チケット2023」について伺います。一般質問でも出ましたけれども、いつから、また1人幾らまでで、利用店舗等はどういうことになっていて、今までの「すみチケ」とどのようところが違うのか。その他詳細について説明を求めたいと思います。

それから3点目。3点目は14ページ、10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費の18節負担金、補助及び交付金の大船渡・住田定住自立圏域スポーツ合宿支援補助金について伺います。これは大船渡と住田のいろいろなスポーツ合宿みたいなことの内容で、補助金が1人幾らというふうに出るといふようなことのようにですが、これについても新しいものなので、内容、詳細について伺いたいと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 私のほうからは1項目め、地域おこし協力隊採用支援業務委託料の委託先についてお答えいたします。

こちらにつきましては、職員採用支援業務を行っている民間事業者のほうに委託しようと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（菊田賢一君） 私のほうからは「使って応援住田チケット2023」について報告いたします。

いつからということですが、現在、商工会さん等と内容については詰めているようなところでございます。これまでの経過を踏まえまして、商工業者等からも意見を聞きながら、より効果的な部分で実施しようとしている部分でございます。商品券の印刷等々もありますので、大体8月、お盆過ぎから使えるような目標として、今、話し合いをしているところでございます。

また、金額につきましては、予算が昨年実施からの約3分の1ぐらいの財源で活用ということになりますので、プレミアム率の変更ですとか、発行枚数の変更ですとか、そういった

部分をより検討しながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） スポーツ合宿支援補助金につきましてお答えを申し上げます。

この補助金につきましては、スポーツ合宿を誘致することによりまして交流人口の拡大を図ることを目的としております。具体的な補助金の額でございますけれども、町内の宿泊施設にお泊まりいただいた場合に、1人につき2,000円の補助を交付するものでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） では、1点目について伺います。

民間へ、外部へ委託するということですが、今までもいろいろ採用については努力をされてきたと思いますが、この人材難の御時世ですので、民間というのも当然あり得ると思うんですが、無償でサービスを受けられるというか、例えば県のいろいろな機関とか、いろいろそういうところとのつながりをつけながら努力されたり、また役場内でいろいろとやったり、そういう何ていうんですかね、こういう側面での自助共助というか、そういうものも必要なのではないかなど。すぐ、何ていうんですかね、外部へ委託してしまうということについて、ちょっとそれだけではなく、やっていただいたほうがいいんでないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 御質問にお答えいたします。

先ほども御説明しましたとおり、地域おこし協力隊の採用につきましては、昨年度の7月ぐらいからプロジェクトマネジャーとともに募集をしてきているところでございます。それで委託ということでありますけれども、特段、委託すれば採用に至るということではなくて、あくまで採用支援ということで一緒になって働いていただく、動いていただくということになってございます。そのほかにも、議員おっしゃるとおり、岩手県のふるさと回帰支援センターですとか、そちらのほうに対しまして、岩手県を通じましてチラシの配架をお願いしたりした経緯はございますし、そのほかでも、職員自らサイトのほうに情報を掲載して募集もしているところでございます。例えば「SMOUT」（スマウト）という移住スカウトサービス、民間法人がやっているサイトですが、そちらのほうに情報を掲載しましたり、それ

から「JOIN」（ジョイン）という一般社団法人移住交流推進機構が行っているサイトのほうに情報を掲載をして、募集を広く周知しておる経緯もございますし、そのほかにも独自の努力といたしまして、宮城県富谷市のNPOのほうと情報交換をさせていただきまして、住田町でこういった方をちょっと募集しているんですがという意見交換をさせていただいたところ、結果として採用までには至りませんでした。2名の方を御推薦いただいたという経緯もございますので、民間事業体に頼るばかりではなくて、我々も日々努力をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） その答弁を伺いまして、心強い気持ちになりました。

それから2点目については、これからいろいろと検討されるということなので、3点目について伺いたいと思います。

住田町で補助を出すということなんですが、金額的なこともお伺いたいと思いますし、それから、これは定住自立圏のことですので、何ていうんですか、利用方向性というか、そういうものがあるように伺っています。それからあと、3月に出てきたお話ということなんですが、いつぐらいの時点で、どのような経緯で話合いが行われ、こういうようなことが、大船渡と間でこれから決めることなんですけども、話し合われてきたのかということについて伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） それでは、お答えいたします。

このスポーツ合宿の補助金につきましては、例えば住田町の運動公園の野球場を使って練習をして大船渡に泊まる場合、それから、大船渡の体育館を使って住田町の宿泊施設に泊まる場合というふうなことを想定しております。それから3月に大船渡市さんのほうと住田町のほうで協議をして、その後、随時事務局レベルで意見交換をし、6月の議会に提出するべく5月頃に起案をし、決裁をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） この大船渡・住田定住自立圏域スポーツ合宿支援ということなんですけども、支援補助金ということなんですけど、これ私が思いますに、3月議会で町長が示された、演説の中で示されていた組織横断的な取組というか、スポーツや文化、観光、それから

企画か何かも加わってということでの組織横断的な取組や広域的な取組、これが早速、実現に向かうものだというふうに捉えておりますが、そのことについての御所見、今後の見通しなどを伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（多田裕一君） お答えいたします。

もちろんこの事案に関しましては、教育委員会だけではなく商工観光、それから企画財政課のほうとも協議し、横断的に取り組んだ事業でございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 2点、お伺いします。

11ページ、今、2番議員からもありましたが、地域おこし協力隊の採用支援業務について、まずお伺いいたします。以前からこの協力隊の募集をホームページ上とか、いろいろしているということは、みんな大変な苦勞をされてるということは理解をしておりますが、前にも提案をさせていただきました。地域おこし協力隊というのは、都市圏からの方が採用するというその縛りがあります。これだけにこだわっていると、なかなか来ていただける方も限られてるということで、都市圏じゃなくて、そこを外した形で、私は国の補助が300万円、400万円ほど年間1人当たりあるということで、この協力隊を採用ということになってると思うんですが、町単でもいいですから、もうやらなければいけないと思います。それはなぜかという、観光、イコウエルですね。特にも。ナースプロジェクト、農をつなぐプロジェクトもありますが、例えば、観光についていえば、これから滝観洞の新しい受付棟ができますよね。これらも含めて、あるいは例えば今、観光協会の体制というのが1人でやっていて、万が一、この方がインフルエンザとかかかってなった場合に、夏祭りも実施できなくなるというふうな、そういう危惧も私、持っているんですね。まずそういうところ。それからイコウエルに当たりますと、地域プロジェクトの方は、この方はもう営業で回らなければならない人ですよね。ぜひ、ですから、地域おこし協力隊というふうにこだわらないで採用をしていくというのも一つの方法ではないかと思えます。

2点目です。12ページの4款衛生費の1目保健衛生総務費の在宅医療等の在り方に関する検討会ということで予算が計上されました。在宅医療につきましては、気仙で初めて医療的ケア児の在宅レスパイト事業と、実際に実施をしていただきまして大変ありがたく思っ

いるわけですが、この検討する内容というのはどういうものか。2点、お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 私のほうからは1項目め、地域おこし協力隊採用支援業務委託料の関係の御質問についてお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、都市圏地域おこし協力隊につきましては、都市住民採用ということになってございますが、その応募された方がその住居要件だけで採用できないというのは、私ももったいないものだと思っております。応募してきた方のスキルがそれなりにあって、やはりこちらとしても採用したいということであれば、委員おっしゃったとおり、地域おこし協力隊の枠を超えるという部分を検討するべきかなというふうには考えているところでございます。

よって今後、その業務を委託して進めていく中でも、そういった住所要件等は表示しないような形で募集行為を行っていくということも一つの案かとは思っていますので、そういったところを検討しながら、委託とその採用に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 在宅医療等の在り方に関する検討会の具体的な検討の内容についてという御質問でございますけれども、医療資源が少ない本町において、在宅で最期を迎えたいなどの御希望をかなえるために、医師が往診しやすい環境の構築であるとか、医師を取り巻く看護師などへのタスクシフト、遠隔医療などデジタル技術を活用した医療の在り方、それから関係者の情報共有の在り方などについて検討する予定としております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 地域おこし協力隊につきましては、スキルを持った方、住所要件を外して、枠を超えて採用も検討したいということで、その方向でぜひ早期に採用されることを期待をいたします。

2点目のほうの在宅医療、今まではどちらかというと施設を重視をしていたかと思えます。流れ的には施設から在宅医療へというふうに変ってきているのかなというふうに思います。特にもうそのデジタル時代には遠隔診療、オンライン診療等も今後、具体的に考えていかなければいけないと思いますので、北上市の例であるとか、長野県の伊那市の例がありますが、どのようにこの遠隔医療について捉えているのかお聞きいたします。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 遠隔医療についてお答えします。

遠隔医療につきましては、まず医師の皆さんが遠隔医療できるような研修を受けていただく、そして体制を整えていただくというようなことが、まず第一に必要なものであります。北上市でやっている車に看護師さんが乗って、その中に患者さんが向かうというような方法もあろうかと思えます。なかなか本町のように、広範囲で家屋が点在しているところであると、例えば寝たきりの人はどうやって遠隔医療を受ければいいのかとか様々な課題がありますので、そういう課題を出して整理しながら、町としてどう対応していけばいいのかというものこの検討会の中でも進めていきたいというふうに考えているものです。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号 令和5年度住田町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（瀧本正徳君） 日程第10、議案第5号 滝観洞観光センター受付棟新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（菊田賢一君） 議案第5号 滝観洞観光センター受付棟新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

この工事は滝観洞周辺の魅力的な環境づくりを通じて持続的な観光振興を実現することを目的とし、老朽化した滝観洞観光センター受付棟を新たに整備しようとするものでございます。

工事概要であります。建物の延べ床面積は155.02平米で、木造2階建てであります。3ページ目以降に図面を添付してございます。図面1枚目は1階部分であります。物販スペースとして30.17平米、多目的・女子・男子トイレとして24.75平米、トイレ・ヘルメット用倉庫を含めた職員スペースとして11.38平米、倉庫として6.62平米、エレベータースペースとして5.17平米、エントランスの自動販売機及びロッカー部分は2.27平米となっております。

続いて、4ページ目です。トイレ・収納手洗い部分を含めた食堂スペースとして45.54平米、食品庫を含めた調理室は18.01平米、エレベータースペースは5.17平米、蕎麦テラスは5.19平米となっております。

続いて、5ページ目には北側立面図を、6ページ目には南側立面図を、7ページ目では断面図をそれぞれ添付しております。

この工事の入札は指名競争入札方式で、5月24日に行い、その結果、住田住宅産業株式会社が、消費税抜き金額1億1,200万円で落札となりました。仮契約の月日は令和5年5月29日、契約金額は1億2,320万円であります。工事期間は、議会議決日の翌日から令和6年3月25日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 1点だけ。落札率は何%ですか。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 現在、詳細な数字をお持ちしておりませんので、後から御回答させていただきたいと思っております。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） この滝観洞観光センターの受付棟新築工事というのは、今まであった滝観洞観光センターの食事をする食堂の部分も入っているということで、そうしますと、古いほうになる、その滝観洞観光センターですね、現在の。これ築50年も経過をしようとしているところですが、今後のその仕様という計画とか、あるいは耐震とかそういう診断はされているのか、お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（菊田賢一君） 古いほうの観光センターの用途でございます。議員、御質問のとおり、50年以上が経過した建物でございます。耐震等の検査は行っていないところでございます。

今後の活用につきましては、この受付棟の新築工事に当たりまして、令和2年度に滝観洞再開発基本設計業務委託料ということで、周辺整備等々の検討会を、ワークショップ等を通じながら検討をしまして、今回の受付棟の新築工事というふうな形になっております。

今年度につきましても周辺整備の策定業務を委託しておりますので、その中の一部にこの旧観光センターも含めた形での利活用について協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） はい、分かりました。観光センターは解体するにしてもなかなか金額もかかるというふうに理解もしておりますので、周辺整備の利活用の中で、ぜひこれらも検討していただければと思います。

それで、新しいこの受付棟は非常にデザイン的にも優れたものになっていると私は思いますが、この町の新しいランドマークタワー的な建築物になるというふうに捉えております。例えばJRの列車から乗客の方が見た場合には、すばらしい建物ができたんだなと、そういうふうな見方もやっぱり考慮に入れるべきだというふうに思いますが、その建物のサイン的なものに工夫がなされているのか。そのJRのほうの列車からとか見た場合の。お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（菊田賢一君） ランドマーク的な要素ということでございますが、この受付棟を整備するに当たり、先ほど来、申し上げましたが、その基本設計に係る業務委託ということでワークショップを繰り返しながら策定に当たったわけですが、中には屋根に滝観洞と付し

たほうがいいんじゃないとか、そういった御意見もあったようでございますが、基本的なコンセプトとしては、自然との調和を意識した建物というふうな形になってございますので、前面には焼き杉の板を使用したりですとか、そういった部分でシックな形での建物になっているのかなと考えております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかに、ございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 滝観洞観光センター受付棟新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 滝観洞観光センター受付棟新築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第11、議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研） 議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについて、提案理

由の説明をいたします。

今回の財産取得の目的は、住田町消防団第5分団第3部坂本の小型動力ポンプ積載車を更新しようとするものでございます。

第5分団第3部は平成10年2月に小型動力ポンプ積載車を配備しておりましたが、配備から25年が経過し、車両の老朽化等が進んでございます。そのため、最新の機能を装備した車両に更新をし、地域の消防・防災力の充実強化、団員の士気の高揚を図るものであります。

取得する財産は小型動力ポンプ積載車1台で、取得予定価格は1,166万円であります。取得の方法は買入れ。相手方は、県内の消防車両の取扱業者7社による入札を行った結果、岩手県一関市山目字中野34番地2、株式会社古川ポンプ製作所一関支店支店長 千葉幸哉氏であります。なお、納入期限は令和6年1月31日であります。

財産の取得につきましては、予定価格700万円以上のものは地方自治法及び条例により議会の議決が必要となるもので、今回、取得しようとする財産はその要件に該当することから、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり

可決されました。

皆さんにお伺いしますが、時間になりましたけれども、議案審議を続けてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） それでは、議案審議を続けさせていただきます。

◎日程第12 議案第7号

○議長（瀧本正徳君） 日程第12、議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（多田裕一君） 議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについて、提案理由を説明いたします。

今回の財産の取得する目的は、令和6年4月の開校を予定しております統合中学校において、有住方面から通学する生徒の通学用スクールバスを購入し、安全安心な通学を図ろうとするものであります。

取得する財産は26人乗り通学用スクールバス2台。取得予定価格は、2台合計で1,696万2,960円であります。取得方法は買入れ。相手方は、岩手県大船渡市大船渡町大字下船戸11番地11、岩手日野自動車株式会社大船渡営業所所長 伊藤睦義であります。納入期限は令和5年12月22日を予定しております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（瀧本正徳君） 日程第13、議案第8号 町営住宅建物明渡し及び町営住宅使用料相当損害金の支払いを求める訴えの提起に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（神田謙一君） 議案第8号 町営住宅建物明渡し及び町営住宅使用料相当損害金の支払いを求める訴えの提起に関し議決を求めることについて、提案理由を御説明いたします。

相手方は、現在、住田町に住所のある吉田 牧氏と、京都府京都市に住所のある吉田 貢氏であります。訴えの要旨については、町営住宅の入居名義人であった相手方の父が、令和3年5月2日に亡くなりましたが、当時、父と同居していた者はおらず、当該住宅の使用権は消滅しているものであります。しかし、当該住宅内には入居名義人が搬入した物品が残置されており、これらの所有権は法定相続人である相手方に相続されているため、相手方が権限なく、当該住宅を占有している状態にあります。そこで、当町は相手方に対し、明渡しの期日を定め、任意の明渡しを求めたものでありますが、これに応じなかったものであります。

これらのことから、当町は相手方に対し、町営住宅建物の明渡し並びに町営住宅使用料相当損害金及びこれらに要した訴訟費用の支払いを求めるものであります。

訴訟遂行の方針については、一つ目として、第一審判決の結果、必要がある場合には上訴すること。二つ目として、勝訴判決を得た場合で、被告が任意に明渡しを履行しない場合は

強制執行を行うものとするものであります。

以上、地方自治法第96条、第1項、第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 町営住宅建物明渡し及び町営住宅使用料相当損害金の支払いを求める訴えの提起に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第8号 町営住宅建物明渡し及び町営住宅使用料相当損害金の支払いを求める訴えの提起に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後0時08分

再開 午後0時10分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

ここで企画財政課長より、先ほどの8番、林崎幸正君の質問に対し、保留した答弁の申出がありますので、これを許します。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木淳一君） 先ほど林崎議員から御質問のありました滝観洞観光センター受付棟新築工事の入札に係る落札率に関しまして、お答えをいたします。

落札率につきましては98.33%でした。

以上です。

◎日程第14～日程第21 議案第9号～議案第16号

○議長（瀧本正徳君） 日程第14、議案第9号から日程21、議案第16号の住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） 提案者の説明を求めます。

町長。

○町長（神田謙一君） 議案第9号から第16号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて、一括して御説明をいたします。

提案いたしますのは、令和5年7月19日で任期満了となります住田町農業委員会の委員の任命でございます。まず、議案第9号は松田秀樹氏でございます。松田氏につきましては、上有住字中井にお住まいになられ、現在、71歳でございます。住田町農協に勤められた後、農業に従事され、現在も認定農業者として御活躍されております。また、両向ピア・ファーム、大船渡市農協においては幹事の職に当たられているとともに、平成26年からは農業委員、平成29年からは農業委員会会長を務めていただいております。

次に、議案第10号は村上秀夫氏でございます。村上氏につきましては、世田米字窪田にお住まいになられ、現在、70歳でございます。若くから農業に従事され、現在も認定農業者として御活躍されております。また、下在下農林業振興会会長、下在水稲栽培組合長など地域の要職を務めておられ、令和2年からは農業委員を務めていただいております。

次に、議案第11号は及川良一氏でございます。及川氏につきましては、上有住字小松にお住まいになられ、現在、71歳でございます。天嶽地区農林業振興会役員等の要職を務められ、平成26年からは農業委員、平成29年からは農地利用最適化推進委員を歴任され、

現在も農業委員を務めていただいております。

次に、議案第12号は紺野幸男氏でございます。紺野氏につきましては、世田米字天風にお住まいになられ、現在、73歳でございます。若くから農業に従事され、現在も認定農業者として御活躍をされております。また、転作推進委員を長年務めていただいておりますとともに、平成29年からは農業委員を務めていただいております。

次に、議案第13号は及川恵美子氏でございます。及川氏につきましては、上有住字八日町にお住まいになられ、現在52歳でございます。自営であります及川商店で経理等に從事されており、また住田町商工会女性部員として商工業の振興に御尽力されております。農業委員会等に関する法律では、第8条、第6項で、委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。同条第7項で、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないと規定されております。及川氏につきましては、平成29年から農業委員を務めていただいておりますが、引き続き、利害にとらわれず、また女性としての立場から、農業委員会の運営に御意見をいただけるものと期待しているところでございます。

次に、議案第14号は吉田正平氏でございます。吉田氏につきましては、下有住字新切にお住まいになられ、現在65歳でございます。若くから農業に従事され、現在も認定農業者として御活躍されております。また、岩手県山林種苗協同組合副理事長や気仙地方森林組合理事の職に当たられているとともに、令和2年からは農業委員を務めていただいております。

次に、議案第15号は菅野良一氏でございます。菅野氏につきましては、世田米字上城にお住まいになられ、現在73歳でございます。若くから農業に従事され、平成9年から平成26年までは認定農業者として御活躍をいただいたところであり、引き続き先駆的な農業経営に取り組まれる傍らで、平成26年から農業委員も務めていただいております。

次に、議案第16号は多田まり子氏でございます。多田氏につきましては、世田米字清水沢にお住まいになられ、現在69歳でございます。大船渡市社会福祉協議会に勤められた後、平成29年から農業委員を務めていただいております。令和3年2月からは県内の女性農業委員等で組織する岩手県農業委員ポラーノの会の理事を務めていただいております。また引き続き女性としての立場から農業委員会の運営に御意見をいただけるものと期待しているところでございます。

以上、御提案申し上げましたが、いずれも地域農業事情に精通し、また地域の農業者から信頼も厚く、住田町農業委員会の委員として適任でございますので、議員各位の同意を賜り

ますようお願いをするものでございます。

以上、提案いたします。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第9号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第9号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから、議案第10号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第10号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第10号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから、議案第11号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第11号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第11号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから、議案第12号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第12号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第12号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから、議案第13号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第13号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第13号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから、議案第14号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第14号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第14号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから、議案第15号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第15号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第15号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

ては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから、議案第16号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第16号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第16号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後0時29分

再開 午後0時30分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

◎日程第22 議案第17号

○議長（瀧本正徳君） 日程第22、議案第17号 住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 提案者の説明を求めます。

町長。

○町長（神田謙一君） 議案第17号 住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて御説明をいたします。

金野 孝氏は現在66歳でございます。東北測量専門学校を卒業後、大船渡市の株式会社菊池技研コンサルタントで測量設計業務に従事され、これを退職の後、平成3年7月から平成30年3月まで住田町役場に勤務されました。氏は26年の長きにわたる役場職員として

の経験から、地域の土地や家屋及び町内事情にも精通しております。また、住田町防犯協会連合会の防犯隊員や民生委員、住田町厚生委員として長く地域に貢献していただいております。平成30年9月に同委員に任命いたしました。これまで2期務めていただいております。

これらの経験から地域に対して広い視野があり、住民からの信頼も厚い方であることから、委員として適任でありますので、同意を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号 住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第17号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第17号 住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第23 請願審査報告 請願第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第23、請願審査報告 請願第1号 マスクの着用による子どもたちへの影響について情報の周知徹底を求める請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、高橋 靖君。

○総務教民常任委員長（高橋 靖君） 請願第1号 マスクの着用による子どもたちへの影響について情報の周知徹底を求める請願。

令和5年6月6日、第28回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された請願第1号 マスクの着用による子どもたちへの影響について情報の周知徹底を求める請願について、審査の経過と結果を御報告いたします。

この請願については、令和5年6月7日に当委員会を開催し、委員過半数の出席の下、審査を行いました。

請願者は、岩手県盛岡市高松4丁目18番23号、住田の子どもたちの未来を守る会、代表佐々木公一氏であります。

紹介議員は、水野正勝議員であります。

請願の内容は、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の分類が5類に引き下げられたことを受け、マスクの着用は個人の判断に委ねるとの指針が出ているが、長期にわたるマスクの着用により、子どもたちは自分の判断でマスク着用の有無を決定できない心理状態に置かれていると考えることから、マスク着用について適切な判断をするために、丁寧な情報の周知を行うよう請願するというものであります。

委員からは、現在、新型コロナウイルス感染症が5類に移行しており、マスクについては、県より教育保育現場等において着用を求めない旨の通知がされ、各学校や保育園を通じて既にその旨が保護者に当てて通知されていること、また、5類に移行した今、様々な部分でコロナ前の生活に戻りつつあり、多くの子どもたちが学校、保育園、学童などでマスクのない生活を始めていることが見受けられる。

また、マスクの着用は新型コロナ感染症に限らず多様であり、個人の判断によるなどの意見が出されたことから、当委員会の審査結果を不採択にすべきものと決定したところです。

以上、本委員会の審査について御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に賛成者の発言を許します。

1 番、水野正勝君。

○1 番（水野正勝君） 1 番、水野正勝であります。

請願第 1 号 マスクの着用による子どもたちへの影響について情報の周知徹底を求める請願の採決に当たり、本請願を採択すべきとの考えから賛成の立場で討論を行います。

本請願につきましては、岩手県議会 2 月定例会におきまして、全会一致で議決。盛岡市議会 3 月定例会におきまして、賛成多数で議決されたものと同様の請願事項とのことであります。

議員各位の御理解、御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで討論を終わります。

これから、請願第 1 号 マスクの着用による子どもたちへの影響について情報の周知徹底を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

請願第 1 号 マスクの着用による子どもたちへの影響について情報の周知徹底を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（瀧本正徳君） 起立少数であります。

したがって、請願第 1 号 マスクの着用による子どもたちへの影響について情報の周知徹底を求める請願は、不採択とすることに決定しました。

◎日程第24 議員派遣の件

○議長（瀧本正徳君） 日程第24、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、あらかじめお手元に配付いたしました議員派遣一覧表のとおり、派遣したいと思います。
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣一覧表のとおり、決定しました。

お諮りします。

ただいま議決した議員派遣の件について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

よって、本件について、議員派遣に変更があった場合は、議長に一任いただくことに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（瀧本正徳君） これで本日の日程は全部終了しました。

第28回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後0時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

